

平成25年(ワ)第117号 不法行為に基づく損害賠償等請求事件

原告 吉川 豊 外10名

被告 学校法人 ロザリオ学園 外9名

準備書面 (9)

平成27年9月15日

松山地方裁判所 西条支部 民事合議係 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 俵 正 市



同 小 國 隆 輔



同 多 田 真 央



被告らは、平成27年6月5日付原告ら準備書面(8)及び平成27年7月31日付原告ら準備書面(9)に対し、次のとおり反論の弁論を準備する。

第1 予見可能性の判断の視点

本件において、増水の予見可能性の有無は、現在までに判明し又は把握した事情をもとに判断すべきものではなく、本件事故当時の幼稚園教育の実践における安全対策の標準的な水準を前提に、被告らが現実把握し得た事情から判断すべきものである。当然のことながら、予見の対象は、実際に起きた事象であり、架空の事実関係を措定して予見可能性を論じることは許されない。

また、どのようにすれば死傷結果を回避できたか、という観点からの検討は、損

害の回避可能性ないし回避義務に関するものであるから、増水の予見可能性とは異なる次元の考慮要素であることにも留意しなければならない。損害の回避可能性ないし回避義務の検討は、増水の予見可能性が肯定されない限り、過失の判断において意味を持たない。

## 第2 予見可能性の判断において考慮すべきでない事実等

上記の観点からは、原告らの主張には、予見可能性の判断に用いるべきでない事実関係が多々含まれると言わざるを得ない。以下、主だったものを指摘する。

### 1 増水の原因について

- (1) 原告らは、本件増水の原因が上流域での降雨であることを前提にするようであるが、現在に至るまで、本件増水の原因は不明である。

本件事故のあった平成24年7月20日午前中の本件事故現場の上流域の降水量は、午前10時に2.0mm、午前11時に2.5mmとなっており(乙5)、本件のような急激な増水を起こすほどの降水であったとはいえない。さらに、同月15日ないし19日にはほとんど降水が観測されていないことから、本件河川上流域の地盤は乾いた状態であり、相当量の降水を吸収可能だったと考えられる。さらに、川遊びをしていた時点では好天であったことを考慮すると、本件事故前の天候から本件増水を予見することは不可能である。

加えて、本件河川には、上流域での降雨や河川の水量を下流に知らせる設備は設置されていない。上流域で降雨があったと仮定しても、被告らがその情報を入手することは事実上不可能である。

- (2) 原告らの主張によると、降雨による増水は「必ず徐々に増水していく」とのことだが(原告ら準備書面(8)18頁)、そうだとすると、突如鉄砲水が押し寄せてきたという本件の増水の態様と齟齬が生じる。この点からも、上流域の降雨が原因と断定することには、躊躇がある。

- (3) したがって、上流域の降雨が増水の原因だとすることは、根拠のない仮定に過ぎないし、仮に降雨があったという前提に立っても、被告らが入手できな

い情報である以上、予見可能性の判断に際して考慮すべきものではない。ましてや、実際に発生してもいない積乱雲による局所的な集中豪雨の可能性等が考慮されることは、あってはならない（原告ら準備書面（8）32頁参照）。

## 2 インターネット検索で得た情報について

原告らは、インターネットを検索して入手した情報をもとに、河川における水難事故の危険や事故を防止するための準備・対処等が容易に入手可能な情報であると主張する（原告ら準備書面（8）40頁～42頁等）。

しかし、インターネット上には、きわめて雑多なあらゆる情報が存在しているのだから、事故が生じた後に、その事故を念頭に置いて検索を行えば、必ず、準備・対処等に関する何らかの情報が手に入ってしまう。これらの情報を、事故後に検索したら入手できたという理由で、事故前の時点での予見可能性の判断要素にすると、インターネット上に存在するありとあらゆる情報をもとに予見可能性を判断することになり、予見可能性を否定されることはなくなってしまう。このような思考方法は、過失の成立範囲を無限定に広げることとなり、教育活動に限らず、私人のあらゆる活動を萎縮させることとなる。ひいては、民法が過失責任主義を採用した趣旨を大いに損なうものであることは、十分に参酌されなければならない。

加えて、甲97号証～甲99号証のウェブサイトは、本件事故から約3年、訴え提起から約2年を経て提出されたものである。本件事故が発生した後に、長期間を経て漸く入手・提出された資料を、本件事故前に容易に入手可能であったということはできないから、予見可能性の判断に際して、これらの資料を考慮すべきではない。

## 3 本件と異なる事実関係の主張について

過失不法行為における予見可能性の判断は、実際に起きた事象を前提として、損害の発生を予見できたか否かによって行われるものである。当然のことながら、実際に起きたものと異なる事実関係を措定して、それに対する対策が不十分であ

ったと論じることは、失当である。

原告らは、「重大な危険が発生する可能性を予測できた」(原告ら準備書面(8) 31頁, 32頁), 「本件事故現場付近で幼稚園児たちが転倒するなどして流された場合には, すぐ下流の急流の箇所には流されるため救出が困難となることが容易に想定できる」(同書面33頁) などとして, 急激な増水とは関係のない危険性を繰り返し主張している。これらの主張は, 全て本件の事実関係を離れた議論であり, 過失の判断において考慮されてはならないものである。

### 第3 幼稚園教育における安全対策の水準

#### 1 幼稚園教諭の職責

原告は, 幼稚園教諭が, 園児らの安全管理について高度な注意義務を負う旨を主張するが, 次項以下に述べるとおり, 法的根拠のない抽象的な主張である。

幼稚園教諭が負う注意義務の水準は, 法令等の定めや幼稚園教諭が受ける教育等の内容を考慮し, 当該時点の幼稚園教育の実践における標準的な安全対策をもとに定まるものである。事故によって生じた結果の重大性に注目するあまりに, 標準的な安全対策から逸脱していない行動についてまで過失責任が問われることがあってはならない。また, 事故後に当時を振り返り, どのような対策を取っていたら事故を防ぐことができたか, という視点からの検討は, 再発防止策を考える上では有益であるが, 過失の判断においてこのような視点を重視することは, 予見可能性を無視して, 損害の回避可能性のみで過失を肯定することとなりかねない。

幼稚園教諭の職責ないし具体的な注意義務の内容を検討するにあたっては, これらの点が十分に留意されなければならない。

#### 2 法令等の定め

学校教育法施行規則38条は, 幼稚園の教育課程その他の保育内容については, 同規則が定めるもののほか, 教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものと定めている。同条の定めを受けて,

幼稚園教育要領（平成10年文部省告示174号，改正：平成20年文部科学省告示26号）が定められている（乙46）。

幼稚園教育要領では、「環境」「2 内容」の項目において、「自然に触れて生活し，その大きさ，美しさ，不思議さなどに気付く」，「自然などの身近な事象に関心を持ち，取り入れて遊ぶ」といった記載があり，自然環境の中で教育を行うことが想定されている。しかし，留意点を記載した「3 内容の取扱い」の項目を見ると，お泊り保育等の園外保育における災害の防止に関する記載はない（乙46—6頁～7頁）。また，幼稚園教育要領全体を見ても，交通安全の習慣を身に付けるようにすること，緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練（地震，火災等に備えた避難訓練を指すものと思われる。）などを行うようにすること，といった記載はあるが，園外保育における災害防止への言及は一切ない。

このほか，文部科学省が公表しているガイドライン等にも，園外保育における災害防止に言及したものは見当たらない。

### 3 幼稚園教諭が受ける教育

幼稚園教諭免許状を取得するためには，原則として，修士，学士又は短期大学士の学位を有し，大学（短期大学を含む。）において所定の科目の単位を修得することが必要である（教育職員免許法5条，別表第一）。

修得が求められる科目は，教育職員免許法別表第一，別表第三，別表第八，同法施行規則2条，6条，11条，13条，18条の2，66条の6等に定められている。その内容は，教科に関する科目，教科又は教職に関する科目，教職の意義等に関する科目，教育の基礎理論に関する科目，教育の課程及び指導法に関する科目，生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目，教育実習，教職実践演習，日本国憲法，体育，外国語コミュニケーション，情報機器の操作等である。園外保育での園児の安全確保や，自然災害の予測に関する科目は，法令が定める幼稚園教諭免許状を取得するための教育課程には，設けられていない。

つまり，幼稚園教諭の免許状を取得するには，園外保育における災害を含め，

自然災害に関する知見は必要とされていないこととなる。立法論としての賛否はあるとしても、本件事故当時ないし現在の法令は、幼稚園教諭に対し、災害予防についての専門性は要求していないのである。したがって、幼稚園教諭であるという理由で、安全確保、特に園外保育での災害防止について、通常一般人が課される程度を超える注意義務を課すことは、法令の定めと相容れないというべきである。

#### 4 実践としての幼稚園教育の水準

(1) 本件事故当時、幼稚園教育においてどのような災害予防がなされていたかを知るには、幼稚園又は保育所関係者を読者に想定した書籍や、他の幼稚園の実践状況を見るのが有益である。

(2) 書籍については、例えば、田中哲郎『保育園における事故防止と安全管理』（日本小児医事出版社、2011年）に掲載されている「5歳児クラス用事故防止チェックリスト」には、53点に及ぶチェック項目が列挙されているが、「36 水遊びをするときは、必ず保育者が付き添っている」「51 川や海岸では貝やガラスなど鋭利なものがあることを考え、裸足にして良いか慎重に判断している」という記載があるのみで、川遊びの際の自然災害に関する記載はない。また、同書に掲載されている「事故防止のための活動別配慮事項」という一覧を見ても、川に関する言及は、散歩の際に「池や川、用水路など水辺を通る時は転落しないように見守る。」という一か所だけである（乙47）。

また、保育所・幼稚園の教員向けに出版されている、鈴木洋『こんなときどうする？子どものけが』（チャイルド本社、2007年）では、「水回りの事故」という章が設けられているが、想定されているのは、プール・風呂での溺水や、川・用水路への転落、感染症、紫外線対策等であり、鉄砲水のような自然災害に関する言及は全くない（乙48）。

(3) ふれあいの里は、西条聖マリア幼稚園だけではなく、他の幼稚園もお泊り保育等に利用している。本件事故以前は、川遊びを実施していたところも少な

くないが、ライフジャケットを着用させていた幼稚園は見当たらない（なお、浮輪は遊具であり救命具ではない。原告ら準備書面（8）35頁参照。）。

また、ふれあいの里の利用者は日常的に川遊びをしていたと考えられるが、ふれあいの里にはライフジャケットは備え付けられていなかったし、ふれあいの里が実施する水中お魚観察会においても、ライフジャケットは着用されていない（乙9）。

- (4) 以上の点を考慮すると、被告らがふれあいの里においてお泊り保育を実施し、本件河川で川遊びを実施したこと、その際にライフジャケットを準備していなかったことなどは、本件事故当時の幼稚園教育における標準から逸脱したものとはいえない。また、被告らの準備・対応が、ふれあいの里が実施する行事（水中お魚観察会）や、他の幼稚園が実施する川遊びの状況と比較して、大きく異なるものでもない。

したがって、被告らの行動について、過失を肯定すべきものではない。

#### 第4 原告らが主張する過失について

原告らは、平成27年6月5日付準備書面（8）において、被告らには、「無謀な計画をした過失」、「現場で臨機の措置を講じなかった過失」、「水位上昇・増水の予兆に気付かなかつた過失」、「危険な方への園児の誘導」という過失があった旨を主張する。しかし、いずれも、本件増水の予見可能性を前提としない主張か、午後3時10分に増水の予兆たる濁りがあったことや、緩やかに増水が生じたことなどを前提とする主張であるから、法的にみても、また予兆なく鉄砲水が押し寄せたという事実関係に照らしても、採用する余地のないものである。

このほか、被告らは、本書面及び被告ら準備書面（6）及び（7）で主張するものに加え、従前の主張を維持する。

以上